

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第132号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年6月29日（金） 09時50分ごろ
発生場所	山口県萩市大井漁港 萩市所在の長門大井港湊防波堤灯台から真方位211°720m付近 （概位 北緯34°28.4′ 東経131°26.4′）
事故等調査の経過	平成24年9月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{こうとく} 光徳丸、2.8トン YG3-43726（漁船登録番号）、個人所有 B ゴムボート（船名なし）、全長2.7m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操船者B、操縦免許なし
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（操船者）
損傷	A なし B ボート内底板上に欠損、外縁チューブ部に塗料付着、オールに曲損
事故等の経過	A船は、船長Aほか甲板員1人が乗り組み、大井漁港内のA沖防波堤付近において、しらす引き網漁の2回目の網を揚げた際、船長Aが、漁獲物を冷やすための魚倉の氷が不足していると感じたので、大井漁港の浦地区に戻り氷を積み込むため、航行方向の状況を確認せずに船首を浦地区方向に向けて発進し、約14ノットの速力で南西進した。 船長Aは、後部甲板に設置された操舵スペースの右舷寄りに立って左手で舵輪を持ち、操舵スペースの右側から顔をのぞかせて沖から帰航する船がないかと主に右舷方の見張りを行いながら航行中、平成24年6月29日09時50分ごろ、長門大井港湊防波堤灯台から真方位211°720m付近において、船体に何か接触した音が聞こえたので振り向いたところ、B船と衝突したことに気付いた。 B船は、操船者Bが1人で乗り組み、浦地区の防波堤入口付近で錨泊し、操船者Bが、B船の中央部で北西方を向いて座った状態で釣りを行っていたとき、衝突の約2分前、機関音が聞こえたのでA沖防波堤方向に顔を向けたところ、B船に向かって接近するA船を認めた

	<p>が、浦地区に向かうものと思って釣りを続けた。</p> <p>操船者Bは、A船が針路も速力も変わらずに接近して来ることから若干の不安を感じ、A船に向かって釣り竿を振って大声で叫び、A船がB船を避航してくれるものと期待したが、間近に接近するに及んで衝突すると考え、船内で身をかがめた直後、B船とA船とが衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長Aは、過去に大井漁港大井川河口西側の砂浜沖に設置された消波ブロック群の付近でゴムボートを見掛けたことはあったが、本事故発生場所付近で見たことはなかった。</p> <p>船長Aは、過去の経験において、本事故が発生した時間帯は、浦地区から出航する船舶がほとんどいなかったことから、船首方の見張りを行う意識が薄かった。</p> <p>A船の操舵スペースは、前面窓が前後に二重化した構造となっており、その間に計器類が置かれて見にくい形状であることから、ふだん、船長Aは、操舵スペース後部に設置した甲板からの高さ約25cmの歩み板の上に立ち、操舵スペースの上部から顔を出して見張りを行っていたが、本事故発生当時は、航行距離が短く、周囲に他船はいないと思っていたので歩み板を使用していなかった。</p> <p>操船者Bは、これまで、1か月に10回程度本事故発生場所付近においてゴムボートで釣りをを行い、浦地区に出入航する船舶と遭遇した経験が幾度となくあったが、いずれもB船の近くでは低速力で10m以上の距離を隔てて通過しており、衝突の危険を感じたことはなかった。</p> <p>B船は、船体が緑色であり、操船者Bは、黒色とカーキ色の長袖シャツを着ていたが、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、大井漁港内を航行中、船長Aが、主に右舷方の見張りを行っていたことから、船首方で錨泊しているB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大井漁港内において、釣りをを行いながら錨泊中、A船が接近して来ることから、船長Bが釣り竿を振るなどして注意を喚起したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大井漁港内において、A船が航行中、B船が釣りをを行いながら錨泊中、船長Aが、主に右舷方の見張りを行っていたため、船首方で錨泊しているB船に気付かず、両船が衝突したことにより発生</p>

	したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 僅かな距離の航行であっても、見張りを適切に行うこと。・ 港内を航行する際は、減速することが望ましい。・ 動力船が往来する海域において、ゴムボートで釣りをを行うときは、船体に旗竿を取り付けたり、赤色やオレンジ色などの目立つ衣類を着用したりし、周囲から視認性を高める工夫をすることが望ましい。・ 救命胴衣を着用すること。